

災害時及び緊急時における応急対策の活動協力に関する協定書

佐倉市（以下「甲」という。）と一般社団法人佐倉市上下水道防災協会（以下「乙」という。）は、佐倉市に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、若しくは緊急事故が発生した場合（以下「災害時等」という）における応急対策にかかる業務（以下「災害等応急業務」という。）の活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等における災害等応急業務の活動協力に関し、甲乙の基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害時等応急業務を行う必要があると認めた場合には、乙に対し活動協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による協力要請を受けた場合には、乙の会員の業務に支障がない範囲内において、災害等応急業務の活動に協力するものとする。

3 甲の協力要請は、電話等の連絡手段により行い、乙は必要な体制を早急に整えるものとする。

（協力体制）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動協力に関する事項を円滑に行うため、相互の連絡先及び責任者等を定めるものとする。

2 本協定の有効期間の途中において、前項の内容に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

3 乙は、甲の協力要請に迅速に対応するため、平時より会員の緊急時の連絡体制及び保有資機材等の把握に努めるものとする。

（災害等応急業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力要請を行う災害等応急業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）導水管、配水管、給水管等の応急復旧に関すること
- （2）導水管、配水管、給水管等の漏水調査の実施に関すること
- （3）応急給水活動に関すること
- （4）自家発電装置の運搬及び設置に関すること

- (5) 下水道取付管等下水道施設の応急復旧に関する事
 - (6) 上下水道施設内の漏水対応に関する事
 - (7) 公道上の汚水管破損に伴う道路陥没の対応に関する事
 - (8) 配管・配線等部材又は車両等応急復旧資機材（自家発電装置、トラック、バキューム、重機、クレーン等）の調達及び作業員等の人員確保に関する事
 - (9) 広報活動に関する事
 - (10) その他上下水道の復旧に関する事
- 2 乙は、甲の指示により災害等応急業務を行うものとする。ただし、乙は、災害等応急業務を的確に履行するため、甲の指示が得られない場合には、必要に応じ自主的に災害等応急業務を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により、乙が自主的に災害等応急業務を行った場合には、事後速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 本協定に基づく災害等応急業務に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、「千葉県積算基準」を原則とし、「千葉県積算基準」に定める以外に生じた費用については、災害時等の直前における適正な価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

（完了報告）

- 第6条 乙は、本協定に基づく災害等応急業務が完了した場合、その状況を速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により報告し、事後遅延なく報告書を提出するものとする。

（費用の支払）

- 第7条 乙は、災害時等に発生した混乱が沈静化した後、甲に対し請求書により当該費用の請求を行うものとする。

（協議事項）

- 第8条 本協定に定めのない事項、又は協定の実施に関し疑義が生じた場合には、甲乙が互いに誠意をもって協議し定めるものとする。

（有効期限）

- 第9条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了する1か月前までに甲乙何れから本協定の解除の旨の

文書による意思表示がない場合には、さらに１年間効力を有するものとし、以後においても同様の取扱いとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年２月１５日

甲 住 所 佐倉市海隣寺町９７番地
氏 名 佐 倉 市
佐倉市上下水道事業管理者 関口 直行

乙 住 所 佐倉市裏新町５９番地
氏 名 一般社団法人佐倉市上下水道防災協会
代表理事 高橋 良充